

釧路チーズ工房フェア事業委託業務実施要領

この要領は北海道（以下「委託者」という。）が受託者に委託する釧路チーズ工房フェア事業に関する業務（以下「委託業務」という。）の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託事業名

釧路チーズ工房フェア事業委託業務

2 業務の目的

釧路管内の基幹産業である酪農業では、生産された生乳の高付加価値化に向けた取り組みが行われている。特にナチュラルチーズの生産は生産者自らが工房を立ち上げるなど釧路管内の6次産業化の軸となっており、令和6年（2024年）6月1日現在8工房でチーズを製造及び販売している。

そこで本事業では管内産チーズの魅力を消費者に周知することを目的とし、管内チーズ工房と釧路管内の菓子店、ベーカリー及び飲食店等（以下「菓子店等」という。）が連携し、各工房のチーズを使用したスイーツ等を提供するフェアを開催することとし、併せてフェアの参加店舗と管内チーズ工房を回るスタンプラリーや商業施設における管内産チーズの試食イベントを実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）1月31日まで

4 業務内容

(1) 釧路チーズスイーツフェアの開催及びスタンプラリーの実施

ア 内容

菓子店等において、管内チーズ工房で製造されたチーズを原材料に使用したスイーツやパン等を販売、提供する釧路チーズスイーツフェア（以下「フェア」という。）の実施及びフェアに参加した管内チーズ工房と菓子店等を巡るスタンプラリーを開催し、スタンプラリー参加者に抽選で景品を贈呈する。

本フェアの開催に当たり、フェア商品の販売店舗を最低15社、最大20社確保することとし、令和6年（2024年）10月末日までに開催すること。

イ 実施時期

令和6年（2024年）10月初日から11月末日までのうち1ヶ月間

ウ 実施項目

必要な設備・資材の確保、フェアに参加する管内チーズ工房及び菓子店等の選定及び調整、フェアパンフレット及びポスターの制作、インターネット及びマスメディア等を活用した情報発信、スタンプラリーの景品の選定及び購入、景品当選者の抽選及び景品の発送、アンケートの実施とその結果の集計及び分析、フェア実施後における課題等の整理、フェアの企画及

び実施に要する経費の支払、その他フェアの企画及び実施に関すること。

(2) 牛乳・乳製品PRイベントの開催

ア 内容

釧路市内商業施設において、管内チーズ工房で製造されたチーズの試食、チーズの原料となっている管内産牛乳の試飲及び(1)に係るパンフレットの配布を行うPRイベント（以下「イベント」という。）を開催する。

イ 実施時期

(1)のフェア開催直近の金曜日及び土曜日の2日間

ウ 実施項目

商業施設のスペース利用に係る手続及び調整、必要機材の手配、イベントの実施に要する経費の支払、その他イベントの実施に関すること。

ただし、イベント当日の会場設営及び試食品等の配布は北海道職員が対応する。

5 業務の管理

(1) 業務処理計画の作成

受託者が、委託契約書第4条に基づき提出する業務処理計画書は別記第1号様式によるものとする。

(2) 進捗状況の報告等

各段階（事業着手、事業実施期間中、事業完了）において、委託者に対して進捗状況を報告するとともに、実施内容の決定にあたっては適宜委託者と協議すること。

また、計画に変更が生じた場合や社会情勢の変動等に対応する必要がある場合には速やかに委託者と協議してその指示を仰ぐものとし、必要に応じて業務処理計画書を変更して提出すること。

(3) 業務報告書の作成

各業務内容について、報告書を作成すること。なお、実施した全ての内容を記載した「詳細版」のほか、北海道のホームページで公開することを前提とした「概要版」を作成すること。

(4) 業務処理責任者等選定通知書

受託者が、委託契約書第6条の規定に基づき提出する業務処理責任者等選定通知書は別記第2号様式によるものとする。

(5) 実績報告書及び成果品の作成

ア 実績報告書

受託者が、委託契約書第11条第1項の規定に基づき提出する実績報告書は別記第3号様式によるものとする。

イ 成果品

委託業務を完了したときは速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した報告書を委託者へ提出すること。

なお、作成に当たっては次に留意すること。

また、本業務の成果品に係る一切の権利は委託者に帰属するものとし、その許可なく他者に公開してはならない。

(7) 実施事業の詳細内容、効果、問題点等に関する考察を含むこと。

(イ) アンケートの内容、集計及びその分析を含むこと。

(ウ) 提出は紙媒体1部(A4判)及び同内容を格納した電子媒体(CD-R等)1部とすること。

6 再委託について

(1) 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

(7) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所

(イ) 再委託する業務の範囲

(ウ) 再委託する理由及びその必要性

(エ) 再委託の契約金額

(オ) 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制

(カ) 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

(2) 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。

(3) 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。

(4) 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

7 その他

(1) 受託者は、機密情報及び個人情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(2) 受託者は、やむを得ない事情により本要領の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 本要領に記載されていない事項については、別の業務仕様書に基づき委託者の指示に従うこと。

(4) 本要領の記載内容に疑義が生じた場合については、委託者と協議すること

(5) 受託者は、委託期間中及び業務完了後における現地調査に協力すること

(6) 受託者は、委託業務に関する帳簿及び書類を備え、委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるよう整理すること。

(7) 委託業務に要したことが確認できない経費は、当該経費を除き委託料の額を確定する。